

行方市キャンプイベント業務 仕様書

1 業務名

行方市キャンプイベント業務

2 業務目的

本業務は、行方市におけるキャンプ事業のニーズや今後の方向性について調査するとともに、交流人口の拡大を図ることを目的として、恵まれた自然環境や地域資源を活用した体験型のキャンプイベント(以下「イベント」という。)を実施するものである。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年1月29日まで

4 履行場所

行方市麻生地内

5 業務の要件

本イベントを実施するに当たり、次に各号に掲げる事項を要件とする。

- (1) イベントの実施回数は2回以上とし、実施期間は10月中旬から12月上旬の間に行うものとする。
- (2) イベントの場所は、行方市天王崎公園内とする。
- (3) 1回のイベントの規模は、キャンプサイト1区画8m×8mとし、最大50張り程度とする。
- (4) 1回のイベントにおいて、ワークショップを1回以上計画すること。
- (5) イベントの実施に伴う交通規制は行わないこと。

6 業務内容

- (1) イベントの運営・設営等に関すること

ア キャンプテントサイト及び本部の設営を行うこと。

イ ワークショップ等のイベント会場の設営を行うこと。

ウ 参加費を徴収する場合は、備品使用料、保険料など参加者に還元される実費相当分として徴収すること。

エ 本業務を実施するにあたり、発注者と十分協議・調整を行うこと。

オ 運営に必要なスタッフを確保すること。

カ 開催日は運営責任者を必ず現場に常置させ、発注者等との連絡調整や管理・運営にあたること。

キ 本業務の実施にあたり、保険等の必要な手続きをとることとし、参加者の安全の確保のために必要な体制を整えること。

ク 事業の実施にあたり必要となる官公庁等への許諾等に関する申請書類の作成、提出等の業務を行うこと。また、使用許可等の手続きに必要な経費等については受注者において対応すること。

ケ 事業実施にあたり、予定しているイベント会場においては、周辺の関係団体を含め、地域住民との事前調整等は受注者において対応すること。

コ 防火、事故防止対策等安全に配慮すること。

サ 雨天時や突発的なトラブル時の対策(中止の場合も含む。)など、危機管理について配慮すること。

シ イベント開催の際は記録写真や映像を撮影すること。

(2) 周知及び広報に関すること

ア 参加者の募集に当たっては、多様な広告媒体を活用し、市内外に広く周知すること。

イ 広報については可能な限り費用を低減し効果的に行うこと。

(3) アンケート調査に関すること

ア 参加者に対して、キャンプ事業のニーズや今後の方向性に関するアンケートを実施すること。

イ アンケート内容については、発注者と事前に協議の上、決定すること。

7 成果品

本業務の成果品を以下のとおり作成し、提出すること。

- (1) イベント開催中の記録写真や映像
- (2) 各キャンプイベント実施概要
- (3) 参加者アンケートの集計、分析結果報告書(任意様式)
- (4) キャンプ事業に対するニーズや今後の方向性についての調査結果報告書(任意様式)
- (5) 上記の電子データ(紙媒体1部、電子媒体1式)

8 その他

- (1) 受注者は、契約の履行にあたり、本業務を適正かつ円滑に実施するため、本業務の目的等を十分に理解し、業務を実施するよう技術を発揮するものとする。
- (2) 受注者は発注者に対して、業務の執行状況等について報告し、打合せを行うなど、発注者と情報共有を図りながら、連絡を密にして業務を遂行するものとする。
- (3) 公園内での直火は禁止とする。
- (4) イベント実施の際は、必要に応じて仮設トイレ及び流し台の設置をする。また、

排水は自然環境に配慮すること。

- (5) イベントで出たゴミは、分別区分ごとに仕分けをし、市側で指定する箇所に置いた場合のみ、市で回収するものとする。
- (6) 感染症や災害等によりイベントの実施が困難な場合は、発注者の判断によりイベントを中止することがある。イベントが中止となった場合の取扱いについては、委託契約書に規定する条項に従い、発注者と受注者が協議して決定するものとする。
- (7) 委託業務の全部又は一部を第三者へ再委託することはできない。ただし、発注者と受注者協議の上、発注者が書面にて再委託することを許可した場合はこの限りではない。
- (8) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合には、発注者と受注者がその都度協議し、決定するものとする。